

理事者の給与改正

62号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

理事者の給与改正の内容

村長は

80万円を69万6千円に、

副村長は

65万8千円を59万1千円に、

教育長は

58万7千円を51万9千円にするもので、平成30年9月

1日から適用。

質疑

【質問者】横田孝穂議員

【問】今後4年で村長は388万円の増額。副村長、教育長は減額になる。報酬審議委員はこの事実を承知していたか。

【答】増える、減るといふような計算をして示してはいない。

【問】現在、村長は観光局や社会福祉協議会の代表をやめており、給与の減額をすべきとの声もあるが、どう考えるか。

【答】村長 報酬審議会の意見を尊重し、条例改正を行いたい。

修正案・質疑

修正案と理由

加藤亮輔議員

村長の給料月額を平成32年9月30日まで62万6400円に修正する。この改正では特別職の給与は減額改正になっているが、実際は附則で村長職60万円の支給が69万6千円になり、月額では9万6千円の増額になる。

質疑

【質問者】丸山勇太郎議員

【問】修正案が附則のみの場合、行政側原案の本則別表の減額改正はしなくてよいのか。

【答】本則別表はそのまま良い。別表を認めた上で、附則で2年間10%カットするという案。

【問】修正案の採決が先でその後が原案の採決。おかしくなるか。

【答】調べた結果、原案と修正動議と一緒に議論するという事で提案した。

【問】これは行政執行部が自らやることではないか。

【答】それが良いが、早く手を打った方が良くないと判断しあえて出した。

原案に賛成

丸山勇太郎議員

特別職の給与は、平成16年度末附則で自主的に減額してきたものを、類似自治体並みに本俸を改め、本則でそれを規定することはまったく適切な措置。

ただし、村長のみ獲得給与総額が、改正前より数百万円上回ることに付いて、同一政権期間内かつ観光財源検討中などの住民感情を考慮し、それに見合った働きをするならば、待望される観光局代表理事への就任。加えて一定期間・一定額を再度附則にて自主的に減額することが正しい措置。

修正案に賛成

横田孝穂議員

今回の修正案では、結果的に村長の今後4年間の報酬並びに退職金の合計は、388万3千円の増額になる計算。今、村の財源も乏しい中、観光財源として新たな負担を村民に求めようと検討の最中。

また、村長は観光局の代表理事や社会福祉協議会の代表などをやめて、副村長にそれを兼務させており村長の業務となっていない。現在は報酬を下げるべきとの意見もあり、村民感情を考慮し10%カットの修正案に賛成。

津滝俊幸議員

津滝俊幸議員

原案について賛成。今までは村長の任期ごとに減額規定を設け行ってきた。今回の条例改正は任期ごとの規定ではなく行うもの。金額については報酬審議会を経て決定されている。また、その根拠についても、当村同規模の人口の町村や公の団体、大北管内の町村とも比較して何の遜色ない額となっており、条例改正は妥当と考えて賛成するもの。

伊藤まゆみ議員

給与改定は大事な議案。追加議案でなく議会初日に上程すべき。村長給与は大幅に増額されるが副村長も教育長も減額。交付税は今後減らされ、厳しい財政状況が続く。観光財源検討委員会は、そういう国の方針を見越した自主財源確保のため。加えて村長公約の新・道の駅や図書館の建設も控える中、首長自らの給与を上げることに対し、住民が納得できる正当な理由がない。よって修正案に賛成。

討論